

一般財団法人東京都剣道連盟 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人東京都剣道連盟（以下連盟という）の評議員、役員等、専門委員および職員（以下役職員等という）ならびに連盟登録会員等が、「一般財団法人東京都剣道連盟および加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、連盟の目的、事業執行の公正さに対する社会の疑惑や不安を招くような行為の防止を図り、もって連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者の定義は次のとおりとする。

- ① 評議員とは定款第11条に規定する評議員をいう
- ② 役員等とは定款第25条に規定する理事・監事、定款43条に規定する顧問・相談役、定款44条に規定する審議員
- ③ 専門委員とは定款第45条に規定する専門委員
- ④ 職員とは定款第47条に規定する事務局職員
- ⑤ 連盟登録会員等とは定款第46条に規定する加盟団体に「連盟登録手続きおよび登録会員取扱い規程」により会員登録している者

(基本的責務)

第3条 役職員等および連盟登録会員等は、定款3条に規定する「目的」を達成するため、連盟の関係規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観を持ち、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

- 2 「一般財団法人東京都剣道連盟および加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解し、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役職員等および連盟登録会員等は、暴力、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合・審査の不正操作、違法賭博、ドーピング等の薬物乱用などの違法行為や、剣道、居合道、杖道の健全性および高潔性を損ねるような行為を絶対行ってはならない。

- 2 役職員等および連盟登録会員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員等および連盟登録会員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
- 4 役職員等および連盟登録会員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会

計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

- 5 役職員等および連盟登録会員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、連盟の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 6 役職員等および連盟登録会員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、連盟に倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会の組織および運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(違反による役職員の処分等)

第6条 役職員等が、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果、違反する行為があったと認められる場合においては、以下の各号に定める方法により必要な措置をとるものとする。

- ① 評議員および役員等の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、定款11条および第29条に基づき取り扱うものとする。
- ② 顧問・相談役、審議員および専門委員等の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。
- ③ 職員の処分は、「連盟従業員就業規則」に基づき取り扱うものとする。

(違反による連盟登録会員等の処分等)

第7条 連盟登録会員等によるこの規程に違反する行為については、以下の各号に定める方法により必要な措置をとるものとする。

- ① 連盟登録会員が、この規程に違反する行為を行ったおそれがある場合は、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果を会長に報告する。会長は、倫理委員会の意見を聴取したうえ、一般財団法人全日本剣道連盟（以下全剣連という）の会長に対し、連盟登録会員等の綱紀処分を求める申立をすることができる。
 - ② 全剣連綱紀委員会が、連盟に対し、連盟登録会員等の綱紀処分等に関する報告を求めたときは、連盟は速やかに必要事項を報告する。
 - ③ 全剣連会長が、連盟登録会員等に対し、綱紀処分等の決定をしたときは、連盟も当該連盟登録会員等に対し、同等の処分等を決定したものとみなす。連盟等による処分等の効力は、全剣連による綱紀処分等の効力に準ずる。
- 2 前項第3号の連盟による処分等とは、次のとおりとする。
 - ① 連盟登録会員等の資格の停止処分
 - ② 連盟登録会員等の資格の自主返上勧告処分
 - ③ 連盟登録会員等の資格の返上処分（前号の処分を除く）

- ④ 連盟登録会員等の資格の除名処分
- ⑤ 連盟登録会員等の資格の復活決定
- ⑥ 口頭または文書による嚴重注意処分
- ⑦ 前各号に付随しまたは関連する処分

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、平成30年12月6日から施行する。
2. この規程は、令和元年6月25日に改正施行する。